

## 月次総会議事録

令和7年(第8回)加古川市農業委員会月次総会  
令和7年8月26日(火)

加古川市役所新館9階 191会議室に委員を招集し、開催する。

### 出席委員

1 堀江 保充	2 都倉 正	<del>3 井相田 つや子</del>
4 道清 真有子	5 東田 富能	6 馬田 禧紹
7 橋本 未弘	8 前田 祥道	9 藤原 正樹
10 都倉 澄子	11 岡本 善四郎	12 庄司 学
13 長井 義弘	14 柳 晴久	15 柿本 真千代
17 久保田 四郎	18 丸山 良作	

### 欠席

: 3 井相田 つや子

### 事務局

局長	福井 大介	次長	中村 浩孝
農政企画担当副課長	池田 健司	主査	橋本 英
主査	新濱 邦大	主事	高橋 周

### 現地調査(東地区)

8月20日(水) 午前9時30分から  
馬田会長、都倉正農政委員長代理、前田委員、堀江委員 事務局2名

### 現地調査(西地区)

8月20日(水) 午後1時10分から  
馬田会長、都倉正農政委員長代理、藤原委員、道清委員 事務局2名

馬田 禧紹 会長 議長席へ

開会時刻 午後 1時26分

議長 ただ今より、令和7年第8回の月次総会を開催いたします。  
本日の委員の出席状況を事務局より報告願います。

事務局 委員の出席状況を報告いたします。  
委員定数 18名  
委員現在数 17名  
本日の出席委員数 16名  
以上です。

議長 事務局の報告は終わりました。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により月次総会の成立を認めます。  
議事に先立ちまして、議事録署名委員の選任を議長に一任願えますか。

異議なし

議長 異議なしの声がありましたので、18番 丸山 良作 委員、1番 堀江 保充 委員、両名よろしく願います。

議長 それでは議事に入ります。  
議案第72号を議題といたします。  
議案第72号について、事務局の議案説明を願います。

事務局 議案書1ページをご覧ください。この議案は、農地法第18条第1項の規定による農地等の賃貸借の解除について、県知事の許可を受けようと申請されたもので、農業委員会の意見を添付し、県知事に進達しようとするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第72号 農地法第18条第1項の規定による許可申請に対する意見書添付のこと。

1 尾上町養田 〇〇〇〇 外1筆、計 〇〇〇〇 平米。貸人 〇〇〇〇 さん、借人 〇〇〇〇 さん。権利の種類 残存小作。

なお、この案件につきましては、第6回及び第7回月次総会においてご審議いただいています。その際、借り人側から農事調停が裁判所へ提出されており、今後農事調停の場において話し合いが行われ、合意される可能性もある中で、農業委員会が許可・不許可の判断をすることは難しいのではないかと説明を申し上げ、農業委員会の意見を定めることなく今月の総会に

再度上程させていただいております。

その後、農事調停が開始され、8月1日に第1回目が行われました。その際に、適正な離作料を支払うことで合意解約を目指す方向が提案され、今後調停が続くことから、今月についても、農業委員会が許可・不許可の判断をすることは難しいと考えています。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案説明は終わりました。議案第72号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 さきほど事務局から説明のあったとおり、農事調停の場で話し合いが行われている中で、農業委員会の意見をまとめるのは難しいため、本件については引きつづき採決を行わず、保留としたいと思います。異議ございませんか。

異議なし

議長 では、議案第72号については保留といたします。

議長 次に、議案第87号を議題といたします。  
議案第87号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書2ページ、審議参考資料1ページをご覧ください。  
この議案は、農地の権利移転、または権利設定をするために、農地法第3条の規定による農業委員会の許可を受けようとするものです。  
議案説明の前に、議案書の訂正をお願いします。議案書2ページ、4番の平荘町小畑の案件については、現在補正中のため、本日は審議を行わず、9月の月次総会において、審議いただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第87号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可を求めること。

1 八幡町上西条■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、■■■■さんへ。

2 八幡町上西条■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、■■■■さんへ。

3 八幡町上西条■■■■、■■■■平米 外1筆、計■■■■平米。■■■■さんから、■■■■さんへ。

議案書3ページをご覧ください。

5 志方町志方町 [ ]、 [ ] 平米 外5筆、計 [ ] 平米。  
[ ] さんから、 [ ] さんへ。

6 志方町志方町 [ ]、 [ ] 平米 外2筆、計 [ ] 平  
米。 [ ] さんから、 [ ] さんへ。

7 志方町志方町 [ ]、 [ ] 平米。 [ ] さんから、 [ ]  
[ ] さんへ。

議案書4ページをご覧ください。

8 志方町野尻 [ ]、 [ ] 平米。 [ ] さんから、 [ ] さ  
んへ。

9 志方町野尻 [ ]、 [ ] 平米 外1筆、計 [ ] 平米。 [ ]  
[ ] さんから、 [ ] さんへ。

10 志方町西中 [ ]、 [ ] 平米。 [ ] さんから、 [ ]  
さんへ。新設農家。

11 志方町成井 [ ]、 [ ] 平米 外1筆、計 [ ] 平米。  
[ ] さんから、 [ ] さんへ。

いずれの案件についても、申請地及び譲受人の所有地並びに現耕作地の現  
況が農地であることを地元委員により確認しております。

新設農家1件について、取得面積が小さく、地元委員による現地調査及び  
営農計画を確認の結果、問題ないとの判断があったため、新設農家の聞き取  
り調査を省略しております。

つきましては、別紙、審議参考資料1～3ページのとおり、事務局の書面  
審査、及び、地元委員の現地調査により、不許可要件を列記した農地法第3  
条第2項各号には該当していないと見られることから農地法に規定する許  
可基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明は終わりました。議案第87号について、ご意  
見を承ります。

意見なし

議長 意見がないようですので、議案第87号について、許可することに決定し  
て異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第87号について、許可することに決定いたし  
ます。

議長 次に、議案第88号を議題といたします。

議案第88号の21件については、7月11日から8月12日までに、農地法第3条、第1項に規定された許可を必要としない、相続等による農地の所有権の取得に関して、届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第89号を議題といたします。

議案第89号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書12ページ、審議参考資料4ページをご覧ください。

この議案は、農地転用を伴う権利移転、または権利設定のために、農地法第5条の規定による県知事の許可を受けようと申請されたもので、地元農業委員会の意見を添付し、県知事に進達しようとするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第89号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見書添付のこと。

1 神野町石守 [ ]、[ ] 平米。[ ] さんから、[ ] さんへ。庭用地。使用貸借権設定。始末書添付。

2 平岡町中野 [ ]、外4筆 計 [ ] 平米。[ ] さんから、[ ] さんへ。露天駐車場用地。

3 八幡町宗佐 [ ]、外1筆 計 [ ] 平米。[ ] さんから、株式会社 [ ] へ。太陽光発電施設用地。

議案書13ページをご覧ください。

4 八幡町宗佐 [ ]、外1筆 計 [ ] 平米。[ ] さんから、株式会社 [ ] へ。太陽光発電施設用地。

5 志方町行常 [ ]、[ ] 平米。[ ] さんから、[ ] さんへ。庭用地。始末書添付。

6 志方町原 [ ]、[ ] 平米のうち [ ] 平米。[ ] さんから、株式会社 [ ] へ。農業用施設用地及び露天駐車場用地。賃貸借権設定。一部転用。

議案書14ページをご覧ください。

7 志方町原 [ ]、外1筆 計 [ ] 平米。[ ] さん 外1名から、株式会社 [ ] へ。太陽光発電施設用地。

8 志方町原 [ ]、外2筆 計 [ ] 平米。[ ] さん 外1名から、株式会社 [ ] へ。太陽光発電施設用地。

全ての案件につきまして、定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料4～5ページのとおり、事務局書面審査及び定例現地調査により、農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上よろしくご審議願います。

議長 現地地調査をされた委員の報告をお願いします。

まず、1番から4番の案件について、東地区調査班の委員から報告をお願いします。

前田委員 議席番号8番 前田です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和7年8月20日、調査者は、馬田会長、都倉農政委員長代理、堀江委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第89号の1番。申請の土地の位置は石守の中、現況は畑及び雑種地。申請地の周囲は、東が畑、西が宅地、南が宅地、北が道路となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。地元立会委員は、橋本委員、大形推進委員でした。

次に、議案第89号の2番。申請の土地の位置は中野の北東、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が道路及び田、西が田及び雑種地、南が田及び道路、北が道路となっており、隣接に農地への影響はないものと思われます。地元立会委員は、岡本委員、山本推進委員でした。

次に、議案第89号の3番。申請の土地の位置は宗佐の東、現況は放棄田及び通路。申請地の周囲は、東が池、西が畑及び宅地、南が宅地及び雑種地、北が宅地となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。

次に、議案第89号の4番。申請の土地の位置は宗佐の東、現況は放棄田。申請地の周囲は、東が畑、西が道路、南が宅地、北が宅地となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。以上2件、地元立会委員は、八代醜推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、5番から8番の案件について、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

藤原委員 議席番号9番 藤原です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和7年8月20日、調査者は、馬田会長、都倉農政委員長代理、道清委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第89号の5番。申請の土地の位置は行常の中、現況は宅地の一部。申請地の周囲は、東が道路、西が道路、南が道路、北が宅地となっており、隣接に農地はありません。地元立会委員は、安本推進委員でした。

次に、議案第89号の6番。申請の土地の位置は原の西、現況は畑及び雑種地。申請地の周囲は、東が道路、西が畑、南が水路、北がハウスとなっており、隣接農地への影響はないものと思われます。

次に、議案第89号の7番。申請の土地の位置は原の西、現況は放棄田。申請地の周囲は、東が畑、西が畑、南が水路・道路、北が畑となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。

次に、議案第89号の8番。申請の土地の位置は原の西、現況は放棄田。申請地の周囲は、東が畑、西が畑、南が水路・道路、北が畑となっており、隣接農地への影響はないものと思われま。以上3件、地元立会委員は、堀江委員、船田推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第89号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第89号について、許可相当の意見書を添付して県に進達して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第89号について、許可相当の意見書を添付して県に進達することに決定いたします。

議長 次に、議案第90号を議題といたします。

議案第90号の1件については、7月11日から8月12日までに、農地法第4条転用届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第91号を議題といたします。

議案第91号の8件については、7月11日から8月12日までに、農地法第5条転用届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第92号を議題といたします。

議案第92号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書19ページ、審議参考資料6ページをご覧ください。

この議案は、農業振興地域農用地以外の農地で、20年以上農地性がないこと、または自然災害により非農地となった土地で、農地への復旧が著しく困難であること、もしくは耕作放棄地のうち農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であること、または周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれることから、地目変更のため、農地法第2条に規定する農地でないことの証明を願い出されたものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第92号 非農地証明願承認のこと。

1. 神野町神野 [ ]、 [ ] 平米。外1筆 計 [ ] 平米。 [ ]  
[ ] さん 外1名、昭和55年3月頃より。
- 2 神野町福留 [ ]、 [ ] 平米 外3筆、計 [ ] 平米。 [ ]  
[ ] さん、平成10年頃より。
- 3 東神吉町西井ノ口 [ ]、 [ ] 平米。 [ ] さん 外1  
名、昭和62年12月頃より。

議案書20ページをご覧ください。

- 4 志方町野尻 [ ]、 [ ] 平米。 [ ] さん、昭和60年9  
月頃より。
- 5 志方町野尻 [ ]、 [ ] 平米。 [ ] さん、昭和60  
年9月頃より。
- 6 志方町野尻 [ ]、 [ ] 平米。 [ ] さん、昭和60年9月  
頃より。

この案件につきまして定例現地調査を実施しております。

1～5番につきましては、別紙、審議参考資料6～7ページのとおり、事務局書面審査及び定例現地調査により、非農地証明基準を満たしているものと考えております。

6番につきましては、農業振興地域農用地内の土地であるため、加古川市農業振興地域整備計画において支障がないかを農林水産課へ意見照会をしましたところ、支障なしとの回答がありましたので、非農地証明基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた委員の報告をお願いします。

まず、1番並びに2番の案件について、東地区調査班の委員から報告をお願いします。

堀江委員 議席番号1番 堀江です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和7年8月20日、調査者は、馬田会長、都倉農政委員長代理、前田委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第92号の1番。申請の土地の位置は神野の西。現況は宅地の一部となっており、申請どおりかと思われま。

次に、議案第92号の2番。申請の土地の位置は福留の北。現況は山林及び雑種地となっており、申請どおりかと思われま。以上2件、地元立会委員は、橋本委員、大形推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、3番から6番の案件について、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

いします。

道清委員 議席番号4番 道清です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和7年8月20日、調査者は、馬田会長、都倉農政委員長代理、藤原委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第92号の3番。申請の土地の位置は西井ノ口の中。現況は住宅が建っており、申請どおりかと思われま。地元立会委員は、長井委員、久保推進委員、伊藤推進委員でした。

次に、議案第92号の4番。申請の土地の位置は野尻の南。現況は山林となっており、申請どおりかと思われま。

次に、議案第92号の5番。申請の土地の位置は野尻の南。現況は山林となっており、申請どおりかと思われま。

次に、議案第92号の6番。申請の土地の位置は野尻の南。現況は山林となっており、申請どおりかと思われま。以上3件、地元立会委員は、安本推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第92号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第92号について、承認して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めま。議案第92号について、非農地証明願いを承認することに決定いたしま。

議長 次に、議案第93号を議題といたしま。

議案第93号の2件については、合意解約の報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたしま。

議長 次に、議案第94号を議題といたしま。

議案第94号について、事務局の議案説明を願います。

事務局 議案書22ページをご覧ください。

この議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、農地中間管理機構である公益社団法人 ひょうご農林機構が農用

地利用集積等促進計画を定めようとするもので、その計画案を策定するにあたり、同機構加古川農地管理事務所から農業委員会の意見を求められたものです。

それでは議案をご説明いたします。今回の議案は、八幡町下村、野村、宗佐、船町、上西条、中西条、上荘町小野、志方町広尾西の計8地区において、合計154筆、207,181平米をひょうご農林機構が借り受け、それぞれ担い手へ転貸しようとするものです。なお、権利設定の期間は、すべて公告日から、令和17年12月31日までとなっています。

権利の設定を受ける借受者について、認定農業者など、地域内の農業を担う者として地域計画における目標地図に位置付けられています。また、3筆を除き期間満了に伴う再設定となっています。以上のことから、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号並びに第3号に規定する、すべて耕作要件や常時従事要件を満たしており、適正な計画と考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案説明は終わりました。議案第94号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第94号について、原案のとおり承認して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第94号について、農業委員会として問題ないものとして、公益社団法人ひょうご農林機構 加古川農地管理事務所長に回答することに決定いたします。

議長 次に、議案第95号を議題といたします。  
議案第95号について、事務局の議案説明を願います。

事務局 議案書23ページから24ページをご覧ください。この議案は、農業経営基盤強化促進法第19条第1項に基づき作成された地域計画について、その計画の一部を変更しようとするもので、同条第6項の規定により加古川市長から意見を聴かれたものです。

変更する内容については、わずかな区域の農地転用を行うため地域計画の区域から外すもので、担い手に位置づけられた農業者の集積面積も変わらず、計画全体への影響は限定的なものです。

また、3地区とも農業団体長の同意を得ており、また地元委員に意見聴取したところ支障がないとの回答があったことから、加古川市農業委員会農地法事務に関する専決処理規程第2条の2第2項を準用し、7月18日付で会長専決により市長へその旨を回答したことを報告いたします。以上です。

議長 議案第85号については報告議案ですので、以上といたします。

議長 皆様方のご協力により、月次総会の議事はすべて終了いたしました。これにて月次総会を閉会といたします。

(閉会時刻 午後1時57分)

加古川市農業委員会

会長 馬 田 禧 紹

令和7年8月26日

署名委員 (18番)

署名委員 ( 1番)